

## 北海道におけるBSE対策について

平成25年2月14日  
北海道農政部食の安全推進局

1

## 牛海綿状脳症(BSE)とは

- BSEは牛の病気の一つ
- 「BSEプリオン」と呼ばれる異常プリオンたん白質が、主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡すると考えられている。
- この病気が牛の間で広まったのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使ったことが原因と考えられている。
- ヒトの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)は、BSEの異常プリオンたん白質の摂取が原因と考えられている。

2

## BSE対策の経過(国内・道内)

H13年9月	国内ではじめてBSE感染牛を確認(道内初は同年11月)
H13年10月以降	飼料規制、と畜牛のSRM除去・全頭検査、死亡牛検査、 個体識別制度などのBSE対策を開始
H17年7月	国はと畜牛の検査対象を21か月齢以上に変更(8/1施行) ・経過措置として20か月齢以下の自主検査に対して 3年間国費補助を継続 ・全国の都道府県は全頭検査を継続
H19年10~11月	北海道BSE対策本部が旭川、函館、札幌、帯広で と畜牛のBSE検査についての意見交換会を開催
H20年7月	20か月齢以下の自主検査に対する国費補助打ち切り (道は独自で検査継続)
H21年1月	国内で最後のBSE感染牛を確認(H12年8月生まれ)
H21年5月	OIE総会で日本が「管理されたリスク」の国に認定

3

## これまでのBSE対策のポイント

**飼料規制** → BSEの感染拡大を阻止、発生リスクは大きく低下

\* 世界的にも発生激減(1992年 37,000頭 → 2012年 12頭)

**SRMの除去** → 牛肉の安全対策(リスク回避)

\* 異常プリオンたん白質は感染牛体内で局在。

\* 万が一検出限界以下の感染牛が居た場合も、蓄積部位の  
除去でリスク回避。

**BSE検査** → 管理措置の有効性の検証

\* と畜牛の検査(生体検査、迅速診断検査)

\* 死亡牛検査(迅速診断検査)

**個体識別制度** → 生年月日等の個体情報を一元管理、公表

\* 生後履歴の確認

4

# 肉骨粉

- 牛や豚などの家畜をと畜解体する時に出る、食用にならない部分をレンダリング(化製処理)した後、乾燥して作った粉末状のもの。
- 主に飼料や肥料として利用された。
- 現在、我が国では牛などの反すう動物を原料として作られた肉骨粉は牛以外の家畜なども含め飼料等への使用が禁止されている。
- 日本ではすべての国からの反すう動物由来の肉骨粉の輸入を禁止している。

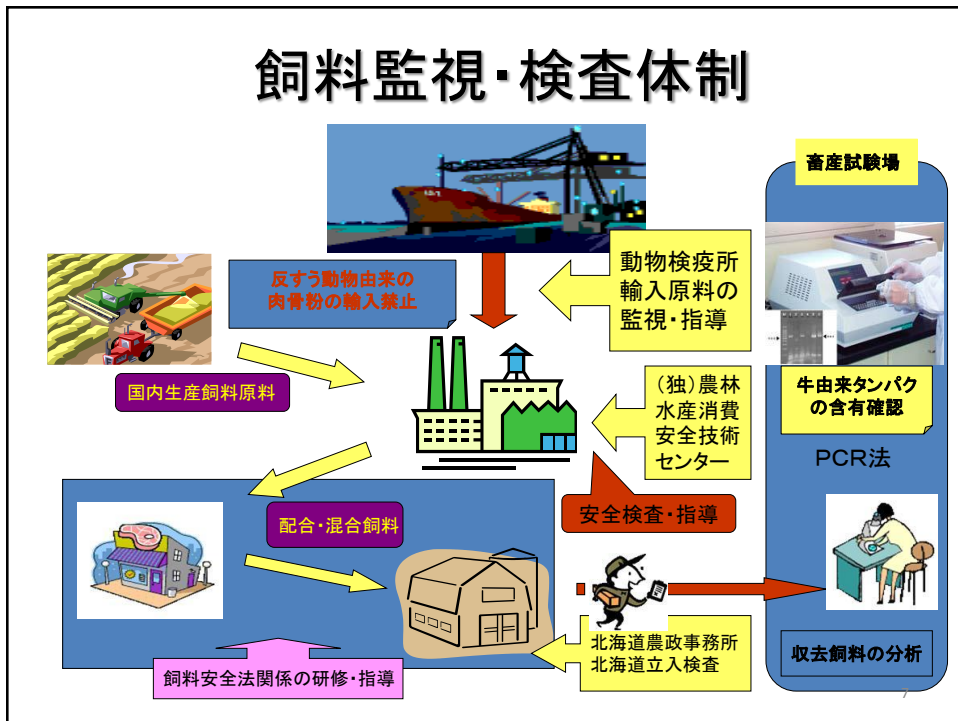
5

# 飼料規制の経緯

年 月	措置の内容
H8年4月	反すう動物由来の肉骨粉等の反すう動物への飼料給与禁止(通知発出)
H13年10月	飼料としての肉骨粉等について、すべての国からの輸入、国内における製造・出荷の一時全面禁止(飼料安全法・関係省令)
H13年11月以降	大臣確認制度によるチキンミール(H13.11)、魚粉(H16.1)、豚肉骨粉(H17.4)の鶏・豚用飼料等への使用再開(飼料安全法・関係省令)
H17年4月	配合飼料工場における反すう動物用飼料及びそれ以外の飼料の製造工程の分離を完全施行(飼料安全法・関係省令)
H17年8月	輸入飼料の原材料の届出、小売業者の届出の義務化(飼料安全法・関係省令)

6

# 飼料監視・検査体制



# 飼料立入検査結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法第35号）第56条第7項の規定により、平成23年10月～平成24年2月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成24年4月12日

北海道知事 高橋 はるみ

安全性に関する検査

製造事業者名称及び所在地	収去場所（公表名）	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内訳
■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	H23	動物性飼料	無
■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	H23	動物性飼料	無

○ H23年度は、全道で264検体の飼料を収去・検査し、問題が無いことを確認しました。

○ 検査結果は道のホームページで公表しています。

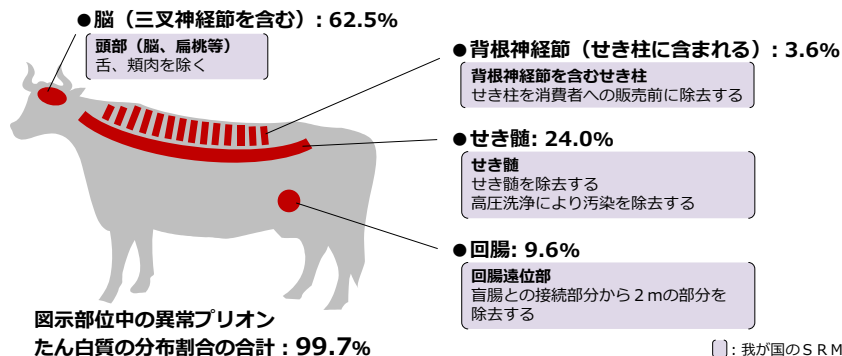
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/feed/feedindex.htm>

## 特定危険部位(SRM)

- 異常プリオンたん白質は、脳、せき髄、回腸などに蓄積し、これらの器官は特定危険部位(SRM)と呼ばれる。
- SRMの除去は、ヒトがvCJDに感染するリスクを低減するために重要な対策

< BSE発症牛のプリオンの体内分布及びSRM部位 >

出典：欧州食品安全機関「牛由来製品の残存BSEリスクに関する定量的評価レポート(2004年)」



資料：厚生労働省

9

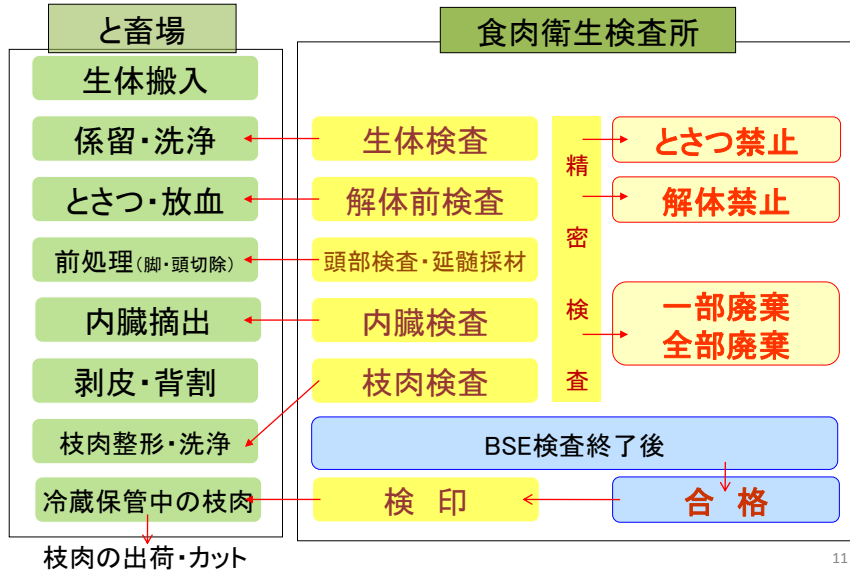
## ピッシング

- ピッシング※により破壊された脳及びせき髄組織が枝肉を汚染する可能性が指摘されてきたことから、厚生労働省では、食肉の安全性の確保と畜場従事者の安全確保の両立に配慮しつつ、と畜場にピッシングの中止を指導してきた。
- 道内では、平成19年度までに全てのと畜場において中止
- 平成21年4月より、全国的にピッシングは禁止

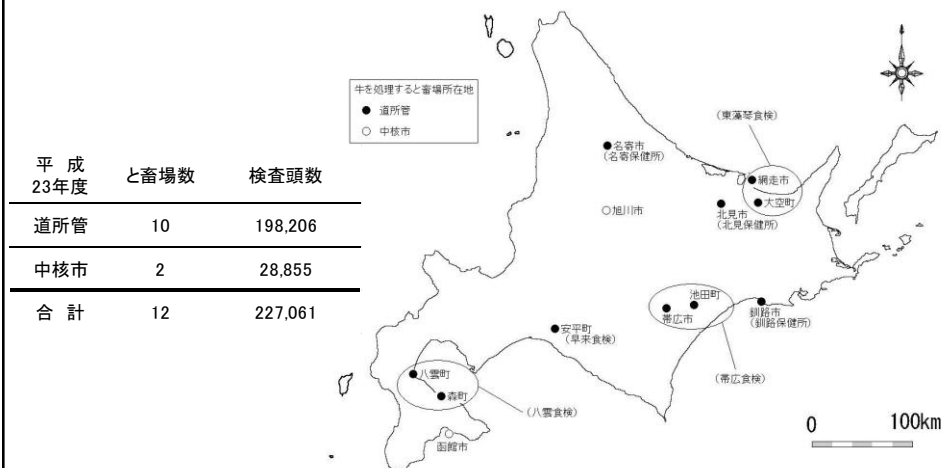
※ と殺、放血後の解体作業を安全に進めるため、神経組織を破壊して牛の動きを止める行為

10

# と畜場の処理工程と食肉検査の流れ



# と畜牛のBSE検査体制



- ・平成23年度、牛を処理すると畜場は全道で12カ所。
- ・BSEスクリーニング検査は、全道9カ所(内、道所管は7カ所)の食肉衛生検査所及び保健所において実施されている。

## と畜牛の検査実施状況

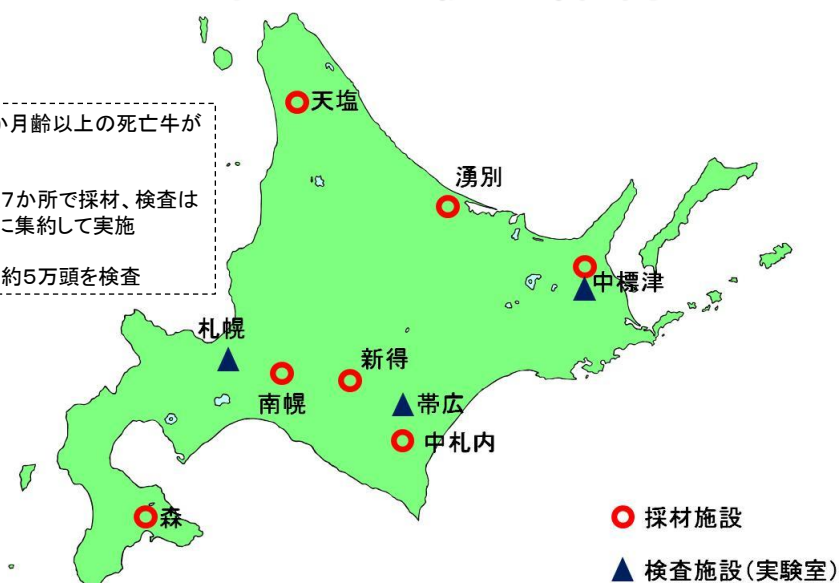
年 度	北海道		全国	
	検査頭数	確認頭数	検査頭数	確認頭数
13	78,272	1	523,591	3
14	183,050	2	1,253,811	4
15	197,511		1,252,630	3
16	203,787	1	1,265,620	3
17	202,536	4	1,232,252	5
18	201,477	2	1,218,285	3
19	204,234	1	1,228,256	1
20	213,121		1,241,752	
21	210,688		1,232,496	
22	219,679		1,216,519	
23	227,061		1,187,040	
合 計	2,141,416	11	12,852,252	22

※ 国内ではH14年1月生まれのと畜牛を最後に発生は確認されていない。

13

## 死亡牛のBSE検査体制

- 24か月齢以上の死亡牛が対象
- 全道7か所で採材、検査は3か所に集約して実施
- 年間約5万頭を検査



## 死亡牛の検査実施状況

年 度	北海道		全国	
	検査頭数	確認頭数	検査頭数	確認頭数
15	3,025	1	48,416	1
16	46,088	2	98,656	2
17	45,992	3	95,244	3
18	45,544	5	94,749	5
19	43,179	2	90,802	2
20	46,764	1	94,452	1
21	49,040		96,424	
22	52,567		105,380	
23	52,083		104,816	
合 計	384,282	14	828,939	14

※ 国内ではH13年6月生まれの死亡牛を最後に発生は確認されていない。

15

## 個体識別制度

- 国内で飼養されている牛は、1頭毎に10桁の番号で個体識別情報を一元管理されている。
- 個体識別情報は、(独)家畜改良センターのホームページで確認できる。  
(牛肉であっても識別可能)

### 【主な公表事項】

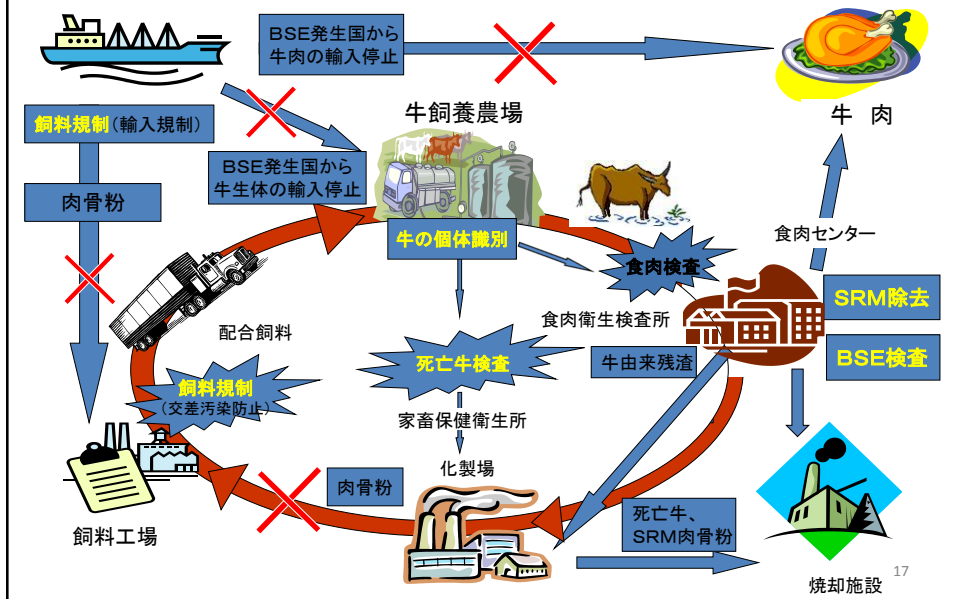
- (1) 個体識別番号
- (2) 出生又は輸入の年月日
- (3) 雌雄の別
- (4) 母牛の個体識別番号
- (5) 飼養施設の所在地(都道府県名)
- (6) 飼養施設における飼養の開始及び終了の年月日
- (7) とさつ、死亡又は輸出の年月日
- (8) 牛の種別
- (9) と畜場の名称及びその所在地



16



## BSE対策の実施状況



## BSE対策の見直し検討

### 北海道食の安全・安心委員会

- 食の安全・安心に関する重要事項を調査審議する知事の附属機関（各界の有識者により構成）

### BSE専門部会

- 北海道が自主的に行っていると畜牛のBSE検査のあり方について、専門的な見地から調査提言を行うため設置

<構成メンバー>

- ・部会長: 北海道食の安全・安心委員会委員
- ・特別委員: 生産者団体代表、流通・加工団体代表、消費者団体の代表、BSE学術専門家